

【厚生労働委員会】

○新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第210回国会閣法第6号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 旅館業の営業者は、特定感染症の国内発生期間に限り、特定感染症の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとする。
- 二 「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」とされている宿泊拒否事由を、「特定感染症の患者等であるとき」と明確化すること。
- 三 宿泊しようとする者が、旅館業の営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。
- 四 旅館業の営業者は、その施設における特定感染症のまん延防止対策を適切に講じ、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者に対して適切な宿泊サービスを提供するため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。
- 五 旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者等の地位の承継に係る手続を整備すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に改めること。
- 二 宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除するとともに、宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求について、「厚生労働省令で定めるもの」と明記し、厚生労働省令で明確化すること。
- 三 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等

に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする旨の規定を追加すること。

四 厚生労働大臣は、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定める旨の規定を追加すること。

五 政府は、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業の施設における特定感染症のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

六 政府は、過去に旅館業の施設においてこの法律による改正前の旅館業法第5条の規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、改正後の旅館業法第5条第1項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

七 旅館業の営業者は、当分の間、改正後の旅館業法第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだ場合には、その理由等を記録しておくものとする。

八 都道府県知事は、当分の間、事業譲渡により営業者等の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。

九 この法律の施行後3年を経過した場合における検討について、その対象を改正後の旅館業法の規定のみならず、改正後の生活衛生関係営業等のそれぞれの法律の規定に拡大すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。

二 旅館業法第4条の2第1項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対

して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。

三 宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業者への報告は、口頭による報告も含めること。

四 旅館業法第4条の2第3項に基づく厚生労働大臣の意見聴取に当たっては、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取すること。

五 旅館業法第4条の2第4項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること。

六 宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。

七 旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で療養させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第8条第2項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすること。

八 宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めること。

九 本法附則第2条第1項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があったことを受け止め、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。

十 旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。

十一 旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等について、定期的に確認すること。

十二 旅館業の施設には不特定多数の者が宿泊することに鑑み、科学的知見に基づいた換気設備等の感染防止のために必要な対策等についての周知を行うとともに、感染防止対策を担う人材育成を支援すること。

十三 旅館業は宿泊者の移動・生命・財産を守ることが求められている重要な事業であることを踏まえ、旅館業の事業譲渡が行われた場合には、事業を承継した者に対して事業の継続性について十分に周知すること。

十四 生活衛生関係営業等の営業者の地位の承継後6月以内に少なくとも1回行わなければならないとされる都道府県知事等による業務の状況の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。

○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を5年延長し、令和10年5月16日までとすること。
- 二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を5年延長し、令和10年6月30日までとすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、これまで戦没者等の妻に特別給付金として支給してきた国債が最終償還を迎えることから、国として引き続き戦没者等の妻に対し特別の慰藉^{いしや}を行うため、特別給付金として額面110万円、5年償還の国債を5年ごとに2回支給する等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしている。

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 出産育児一時金に係る費用の一部について、後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入すること。
- 二 国民健康保険の保険料について、産前産後期間における被保険者の保険料を免除し、その免除相当額を公費で支援すること。
- 三 後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるように見直すこと。
- 四 前期高齢者に係る医療給付費等を保険者間で調整する仕組みについて、被用者保険者間において報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行うとともに、健康保険組合に対する交付金事業への財政支援の導入、後期高齢者支援金等の負担が過大となる保険者に対する財政支援の拡充を行うこと。
- 五 都道府県医療費適正化計画について、記載事項を充実させるとともに、計画の目標設定に際しては、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供等の重要性に留意することとする。また、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入すること。
- 六 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間の法定化等を行うこと。
- 七 経過措置として存続する退職者医療制度を廃止すること。
- 八 かかりつけ医機能について、国民への情報提供を強化するとともに、医療機関に都道府県知事への報告を求め、都道府県知事は、報告した医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、その結果を外来医療に関する協議の場に報告・公表すること。
- 九 被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等の共有及び活用を促進する事業を地域支援事業に位置付けること。
- 十 医療法人及び介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課すとともに、当該情報に係るデータベースを整備すること。
- 十一 地域医療連携推進法人制度について、一定要件の下で個人立の医療機関等が参加できる仕組みを導入すること。
- 十二 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について、期限の延長

等を行うこと。

十三 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案 (内閣提出第45号) 要旨

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 食品衛生法における食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣の連携に関する規定の整備を行うこと。
- 二 水道法等における水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務に関する権限を厚生労働大臣から環境大臣に、それ以外の水道整備・管理行政の事務に関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣にそれぞれ移管するとともに、国土交通大臣及び環境大臣の連携に関する規定の整備を行うこと。
- 三 水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象に加えること。
- 四 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項について所要の見直しを行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 水道・下水道事業の施設整備に係る必要な予算を確保すること。また、近年多発する災害への対応強化や迅速な復旧がされるよう十分な予算を措置すること。
- 二 水道・下水道事業の基盤強化に向け、国や事業者が事業運営等に必要な組織、人員と専門性を確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 水道事業におけるこれまでの「官民連携」の実態を把握するとともに、その結果を踏まえつつ、水道事業の公共性や持続性に十分留意したものとなるよう必要な助言を行うこと。
- 四 水質基準の必要な規制強化と実効化を高めるため、必要な予算の配分や人員の配置を行い、水質基準の策定や管理・検査の体制を確立すること。
- 五 食品衛生基準行政の消費者庁への移管に当たっては、食品安全推進の取組

に支障や停滞が生じることがないように、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視指導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずるとともに、消費者の選択の権利の確保のためには、食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること。

六 移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生じることのないよう、権限の移管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずること。

○国立健康危機管理研究機構法案（内閣提出第49号）要旨

本案は、感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 機構は、特別の法律により設立される法人とすること。

二 機構に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事9人以内及び監事2人を置き、理事長及び監事は厚生労働大臣が任命し、副理事長及び理事は厚生労働大臣の認可を受けて理事長が任命すること。

三 役員及び研究開発に従事する職員のうち、世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものの報酬等及び給与等の支給基準については、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等を考慮して定められなければならないこと。

四 機構の業務の範囲等を定めるほか、その適正な業務運営のため、厚生労働大臣が、中期目標の策定、中期計画の認可、各事業年度の終了後における機構の業務の実績等に関する評価を行うこと等を定めること。

五 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができることとする等、監督について所要の規定を整備すること。

六 機構の設立準備に係る規定を設けるほか、国立感染症研究所の職員に関する経過措置、国立研究開発法人国立国際医療研究センターの解散に伴う措置

等に関する事項を定めること。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域保健法において、地方衛生研究所等を明記し、情報提供及び人材育成等における地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）との連携に係る規定を整備すること。
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における厚生労働大臣の事務等について、その一部を機構に行わせるため、機構への事務の委託等の所要の規定を整備すること。
- 三 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部の会議への機構の長その他の役員の出席及び意見聴取について、所要の規定を設けること。
- 四 国立研究開発法人国立国際医療研究センターの解散及び機構の設立に伴う関係法律の所要の規定を整備すること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、国立健康危機管理研究機構法の施行の日から施行すること。

○良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第18号）要旨

本案は、ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ゲノム医療施策は、ゲノム医療の研究開発及び提供に係る施策を相互の有機的な連携を図りつつ推進することにより、幅広い医療分野における世界最高水準のゲノム医療を実現し、その恵沢を広く国民が享受できるようにする

- こと等を基本理念として行われなければならないこと。
- 二 ゲノム医療施策に関する国、地方公共団体、医師等及び研究者等の責務を規定すること。
- 三 政府は、ゲノム医療施策を実施するため必要な財政上の措置等を講じなければならないこと。
- 四 政府は、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならないこと。
- 五 国は、ゲノム医療の研究開発及び提供に係る体制の整備、生命倫理への適切な配慮の確保、ゲノム情報の適正な取扱い及び差別等への適切な対応の確保、医療以外の目的による解析の質の確保等の基本的施策を講ずるものとする。
- 六 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じて、ゲノム医療施策の推進を図るよう努めるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行すること。

○戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、当該施策を集中的に実施する期間を5年間延長し、令和11年度までとしようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）要旨

本案は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること等

- を基本理念として行われなければならないこと。
- 二 認知症施策に関する国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者並びに国民の責務を明らかにすること。
 - 三 政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこと。
 - 四 政府は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画を策定しなければならないこと。また、都道府県は都道府県認知症施策推進計画を、市町村は市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないこと。
 - 五 国及び地方公共団体は、認知症の人に関する国民の理解の増進、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備、相談体制の整備、研究等の推進、認知症の予防等の基本的施策を講ずるものとする事。
 - 六 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を置くこととし、同本部は、認知症施策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務等をつかさどること。
 - 七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。